

### \*横浜市市民活動保険について

市民活動保険とは、ボランティア活動中のケガや他人の物を壊した場合に適用される補償制度です。その特徴は、横浜市が保険料を負担し、保険会社と契約しており、事前の登録・加入手続きは不要で、保険料も不要です。事故発生後の報告になりますが、以下の4つの要件を全て満たすボランティア活動が対象になります。

- 1、自主的に構成されたグループや個人、地域住民組織(自治会町内会)が行っている活動  
2、無報酬の活動(交通費などの支給は除く) 3、継続的、計画的な活動 4、公益性のある(他人や社会に貢献)活動

#### 【補償内容:概要】

##### ◎賠償責任保険

- \*活動者の過失により賠償責任(法律上)を負った場合(被害者から損害賠償を求められる)
- ・身体賠償:上限、1名1億円、1事故5億円
- ・財物等賠償:上限、1事故500万円

##### ◎傷害保険

- \*活動中に急激かつ偶発的な外来事故により活動者が死亡または負傷した場合
- ・死亡:1名500万円・後遺障害:上限500万円
- ※他、入院、通院、手術等の補償あり。

※横浜市市民活動保険の詳しいパンフレットは岡津第三町内会のHPに掲載致します。

### \*令和6年度家庭防災員研修受講者の募集

家庭防災員研修とは、消防署が主幹として行われる研修で、一般の皆様にも、防災や減災に関する知識や技術を習得して頂き、ご自身とご家族を災害から守って頂くと共に、住民一人一人の防災力、減災力を高めることで、地域防災力強化への波及効果をめざす事を目的としたものです。研修の概略は同時回覧の「家庭防災員研修のご案内」を確認下さい、大震災の可能性が高まる今、是非とも受講をご検討下さい。

◇申込方法は、町内会経由と個人による直接申込の2つの方法があります。

- ①町内会経由の場合、受講希望の方は、5月12日(日)までに北島宛てご連絡下さい。

☎/FAX:811-5095 e-mail:kr9053@88.catv-yokohama.ne.jp

- ②個人の場合、電話または郵送、FAX、電子メールでの応募。(5月15日必着)

詳しくは、同時回覧の「家庭防災員研修のご案内」に記載されております。ご確認ください。

### \*太陽光パネル設置の計画(西田第二雨水調整池)

横浜市では、再生可能エネルギーの導入拡大を推進しており、その取組の一環として、所轄する雨水調整池に太陽光発電設備の設置を進めています。今回、その予定地として、西田5班に隣接した(西田第二雨水調整池)が選ばれました。設置作業は令和6年10月~同7年1月が予定されています。

周囲への影響に関しては、①輻射熱:3m以上離れているので影響はない、②騒音=25dB(鉛筆の筆音程度)、③反射光=影響は少ない、との市からの説明でした。今後、工事着工までに、地域住民への説明会が予定されています。詳細については、あらためてお知らせいたします。



### \*子ども会の「6年生を送る会」が開催されました。

3月23日(土)第三子ども会主催による「6年生を送る会」が岡津町内会館で開催されました。コロナ禍の影響から、集合のイベント開催が難しい状況が続きましたが、役員の皆さんの努力で、ようやく開催する事ができました。

今回は「謎の子連れ手品師&バルーン使い」のクミちゃんのステージもあって楽しい一時を過ごしました。子ども会の皆さん。お疲れさまでした。

